

平成31（2019）年度

学校教育指導指針

（幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校）



岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、
社会を創造する能力を育てる「人間形成」

～『岩手県教育振興計画』より～



岩手県教育委員会



はじめに

岩手県教育委員会では、平成 21 年度（2009 年度）からの県総合計画となる「いわて県民計画」の策定に併せて、平成 21 年度（2009 年度）からの 10 年間の計画期間とする「岩手の教育振興」を策定し、「みんなではぐくむ学びの場いわて」の実現に向けて、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んできました。

今般、「岩手の教育振興」の計画期間が平成 30 年度（2018 年度）で終了することに伴い、平成 31 年度（2019 年度）からの新たな教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定しました。

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 30 年（2018 年）6 月に策定された国の第 3 期教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが求められている、岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けたものです。（岩手県教育振興計画から抜粋）

平成 31（2019）年度「学校教育指導指針」の作成にあたり、これまでの内容に新たに策定した「いわて県民計画（2019～2028）」「第 1 期アクションプランの指標」「岩手教育振興計画」等を加えております。本県教育の「基本目標」「目指す姿」「取組の視点」「具体的な施策の内容」「いわて幸福関連指標」「具体的推進方策指標」等を確認し、各学校が、創意工夫に溢れた教育計画の策定や教育課程の編成に役立てて欲しいと願っております。

また、平成 21 年 3 月に策定した「これからの岩手の義務教育」については、新学習指導要領の趣旨や「いわての復興教育」の取組等を踏まえ改訂について検討し、「岩手県教育振興計画」に集約することとしました。これまで、岩手の義務教育が目指してきた「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会に適応する能力を育てる「人間形成」を見直し、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる「人間形成」（岩手県教育振興計画「学校教育における目指す姿」本文（P14）に記載）とし、さらなる高みを目指すこととしました。引き続き、岩手の義務教育に携わるすべての教職員が一丸となって岩手の教育の充実を図っていくことを期待します。

目 次

はじめに

1	県教育委員会が目指すところ	1
2	県教育委員会が目指す具体的な指標	2
3	県教育委員会の経営計画	4
4	学校教育の重点	5
	（1）共通事項として取り組む内容	6
	（2）各学校の方針により重点化して取り組む内容	16
5	各教科等の指導にあたっての基本的な考え方	18
	（1）確かな学び、豊かな学びプロジェクト「いわての授業づくり3つの視点」	18
	（2）各教科等の指導の要点	20

・【資料1】県学習定着度状況調査において「新たに注視する5項目」について（p9）

・【資料2】学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要（p29, 30）

・【資料3】進捗状況確認のためのチェックリスト(学校、個人)（p31, 32）

県教育委員会が目指すところ

岩手県教育振興計画の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり



目指す姿

学校教育

子どもたちが、地域とともにある学校において生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

社会教育

県民が、主体的・相互に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

取組の視点

視点1 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

視点2 郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

視点3 学びの場の復興の更なる推進

具体的な施策の内容

学校教育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成**
 - 復興教育の推進、地域に貢献する教育の推進、キャリア教育の推進、世界と岩手をつなぐ人材育成、イノベーションを創出する人材育成 等
- 2 確かな学力の育成**
 - これからの社会で活躍する資質・能力の育成、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実、生徒の進路実現の推進 等
- 3 豊かな心の育成**
 - 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動等を通じた豊かな心の育成、学校における文化芸術教育の推進、社会に参画する力の育成 等
- 4 健やかな体の育成**
 - 豊かなスポーツライフに向けた学校教育の充実、適切な部活動体制の推進、健康教育の充実 等
- 5 特別支援教育の推進**
 - 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実、特別支援教育の多様なニーズへの対応、県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進、教職員の専門性の向上 等
- 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応**
 - いじめ防止対策の推進、いじめ事案への適切な対応、不登校対策の推進、健全育成に向けた対策、組織的な相談体制の充実 等
- 7 学びの基盤づくり**
 - 安心して学べる環境づくり、目標達成型学校経営、新たな県立高等学校再編計画の推進、多様なニーズへの対応、教職員の確保・育成、教職員の働き方改革 等
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進**
 - 特色ある教育活動の支援、社会に貢献する人材の育成、教育環境の整備促進 等

社会教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進**
 - 学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり、多様な体験活動の充実、地域学校協働活動の推進 等
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実**
 - 子育てや家庭教育に関する学習活動支援、電話やメール等による相談体制の充実、子育て支援グループのネットワークづくり 等
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり**
 - 多様な学習機会の充実、学びと活動の循環による地域の活性化、社会教育の中核を担う人材の養成・確保と研修の充実 等
- 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承**
 - 学校における特別活動や文化部活動による郷土芸能の継承、文化財の適切な保存と継承 等

県教育委員会では、「いわて県民計画(2019~2028)」が新たに策定されることから、平成31(2019)年度からの新たな教育振興の取組の指針となる、「岩手県教育振興計画」を策定しました。「岩手県教育振興計画」は、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられており、教育行政を推進していく上での学校をはじめとした教育関係者等の指針となるものです。

県教育委員会が目指す具体的な指標

「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

平成 31 (2019) 年度から 2028 年度までの 10 年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10 の政策分野の中の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標 (幸福指標) 及び一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン (政策推進プラン) です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第1期アクションプラン (政策推進プラン) を策定しました。これは、平成 31 (2019) 年度から 2022 年度までの 4 年間で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にしなが、教育の充実を図っていくものです。

※ 義務教育諸学校に關係する主な指標を掲載

指標	◆いわて幸福関連指標 ○具体的推進方策指標	表記がないものの単位はいずれも%	現状値 (参考値)	2019 目標値	出典 (根拠となる調査等)
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 (地域に貢献する人材を育てます)					
◆将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	※「将来の夢や目標をもっていますか」に肯定回答する児童生徒数の割合		小 86.5 中 73.2	小 86.7 中 74.0	全国学調
○自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	※「自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に肯定回答する児童生徒数の割合		小 53.6 中 47.5	小 55.0 中 51.0	全国学調
○自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	※「あなたは、自分の住む地域には、良いところがあると思いますか」に積極肯定回答する児童生徒数の割合		小 66 中 52	小 68 中 54	県学調 児童生徒質問紙調査
○中学校3年生において、求められている英語力を有している生徒の割合	※CEFRのA1レベル相当以上の(英検3級以上の取得及び英検3級以上の英語力を有すると思われる)生徒数の割合		中 37	中 39	英語教育実施状況調査
2 確かな学力の育成 (児童生徒の確かな学力を育みます)					
◆意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	※「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合		小 80.9 中 77.2	小 81.9 中 78.2	全国学調
◆授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	※「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合		小 80.7 中 80.0	小 81.7 中 81.0	全国学調
○児童生徒が調べたことなどを適切に表現する指導をしている学校の割合	※「児童生徒が自分で調べたことや考えたことを、分かりやすく文章に書く指導をしていますか」に肯定回答する学校の割合		小 94 中 91	小 100 中 100	学校調整課調べ
○授業内で学習を振り返っている児童生徒の割合	※「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合		小 85 中 83	小 86 中 84	県学調 児童生徒質問紙調査
○学校の授業がよく分かる児童生徒の割合	※小→「国・社・算・理の授業の内容はよく分かりますか」の4教科の肯定回答の平均 中→「国・社・数・理・英の授業の内容はよく分かりますか」の5教科の肯定回答の平均		小 90 中 77	小 91 中 78	県学調 児童生徒質問紙調査
○幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合	※幼保小の円滑な連携のための「スタートカリキュラム」を具体的に編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合		小 59	小 80	学校調整課調べ
○つまずきに対応した授業改善が行われていると感じている児童生徒の割合	※「あなたの学級には、間違っても認め合える雰囲気がありますか」「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれますか。」の2つの質問に肯定回答した児童生徒の割合		小 85 中 88	小 86 中 89	県学調 児童生徒質問紙調査
○弱点を克服するための学習や発展的な学習に自ら取り組んでいる児童生徒の割合	※「あなたは、学校の宿題などに加え、弱点を克服する学習に取り組んだり、発展的な問題に取り組んだりしていますか」に肯定回答する児童生徒の割合		小 74 中 62	小 76 中 64	県学調 児童生徒質問紙調査
3 豊かな心の育成 (児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます)					
◆人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	※「人が困っているときは、進んで助けようと思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合		小 66 中 64	小 67 中 65	県学調 児童生徒質問紙調査
◆自己肯定感をもつ児童生徒の割合	※「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合		小 82.3 中 76.9	小 83.0 中 77.0	全国学調
○自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合	※「あなたの学級は、お互いに助け合ったり、お互いのよさを認め合ったりできる学級だと感じますか」に肯定回答する児童生徒の割合		小 85 中 88	小 87 中 90	県学調 児童生徒質問紙調査

○学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合 ※「あなたは、学校や地域が行う体験活動に、今後も継続して参加したいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 79 中 84	小 81 中 85	県学調 児童生徒質問紙調査
○「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合 ※「読書がとても楽しい」と積極的肯定回答する児童生徒の割合	小 45 中 42	小 46 中 44	生涯学習文化財課調査
○様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合 ※「あなたは、学校で行う鑑賞教室などを通じて、様々な文化芸術に触れ、興味がわきましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 70 中 71	小 72 中 72	県学調 児童生徒質問紙調査
○話し合いの場で、少数意見にも耳を傾け、意見をまとめている児童生徒の割合 ※「あなたは、話し合いの場で、自分の考えを相手にきちんと伝えながら、少数の意見にも耳を傾け、意見をまとめていると思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 77 中 81	小 79 中 83	県学調 児童生徒質問紙調査
○社会の動きや出来事に関するニュースに関心がある児童生徒の割合 ※「新聞、テレビ、インターネットなどでニュースを見ますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 82 中 75	小 83 中 78	県学調 児童生徒質問紙調査

4 健やかな体の育成（児童生徒の健やかな体を育みます）

◆体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男 73.6 小女 82.9 中男 77.7 中女 91.3	小男 74.0 小女 83.0 中男 78.0 中女 91.5	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ※現状値は2017
○運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 ※「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」に肯定回答する児童生徒の割合	89.0	89.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
○部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が共通理解を図る部活動連絡会を開催している学校の割合 ※「運動部活動の指導方針等について共通理解を図るために、教職員、保護者、外部指導者との情報交流の場（運動部活動連絡会等）を設定していますか」に設定したと回答する中学校数	80.2	85.0	保健体育課調べ
○「定期健康診断」の肥満度が正常である児童生徒の割合 ※肥満・痩身傾向児を除く定期健康診断を受診した児童生徒数/定期健康診断を受診した全児童生徒数	小 88.2 中 86.4	小 89.0 中 87.0	健康診断結果集計
○喫煙・飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合 ※「喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教室を開催していますか」に肯定回答する学校の割合	73.7	85.0	薬物乱用防止教室開催状況調査（文科省）

5 特別支援教育の推進（共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます）

○「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合 ※「引継ぎシートを活用し、円滑な引継ぎを行っていますか」に肯定回答した学校の割合	—	30	いわて特別支援教育推進プラン 進捗状況調査
○通級による指導に係る研修を受講した教員の割合 ※担当教員を対象とした研修講座に参加した研修者数	90	100	学校教育課調べ
○特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数（人） ※各特別支援学校の授業研究会に参加した公立学校の教員数	— —	小 79 中 41	いわて特別支援教育推進プラン 進捗状況調査

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応（いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いに尊重する学校をつくります）

○いじめはいけないと思う児童生徒の割合 ※「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 89.1 中 84.6	小 91.8 中 88.4	全国学調
○認知したいじめが解消した割合 ※解消したいじめの件数/いじめの認知件数	—	100	学校調整課調べ
○学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合 ※「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 88 中 88	小 89 中 89	県学調 児童生徒質問紙調査
○ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合 ※「あなたはルールを守って情報機器（携帯電話、パソコン等）を利用している、又は今後持った場合は、ルールを守ることが大切だと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 89 中 85	小 91 中 89	県学調 児童生徒質問紙調査

7 学びの基盤づくり（児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます）

○地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合 ※安全確保の方策を取っている学校の割合	76	77	文科調査及び保健体育課調べ
○コミュニティ・スクール設置予定市町村数（市町村）	6	9	生涯学習文化財課調べ
○学校経営計画の目標を概ね達成できたと評価した学校の割合 ※学校経営計画において設定した今年度の重点目標の達成率	80	85	学校調整課調べ
○悩み相談ができる学校以外の相談窓口を知っている児童生徒の割合 ※「あなたは、悩みなど困った時に相談する学校以外の相談窓口があることを知っていますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 75 中 48	小 90 中 90	県学調 児童生徒質問紙調査

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります ※男女共同参画に係る指標

○学校における男女混合名簿の使用率 ※男女混合名簿を使用している学校数の割合	小 38 中 21	小 50 中 31	学校調整課調べ
---	--------------	--------------	---------

※現状値（参考値）は、特に表記がないものは平成30年（2018年）の値
※具体的推進方策指標の質問項目の文言や数値については、今後若干の修正が入る可能性もあること

県教育委員会の経営計画

平成31(2019)年度 岩手県教育委員会 経営計画

教育委員会においては、「いわて県民計画（2019～2028）」と「岩手県教育振興計画」の下に、県民計画における「東日本大震災津波の経験に基づき引き続き復興に取り組みながら、お互いの幸福を守り育てる希望郷いわて」と教育振興計画における「学びと絆で、夢と未来を拓き、社会を創造する人づくり」を基本目標に、本県がもつ多様な豊かさや、つながりなどにも着目し、「岩手だからこそできる、やるべき教育の推進」、「郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材育成」、「学びの場の復興の更なる推進」という視点にも立って、本県の未来を創造していく人づくりに取り組みます。

教職員が心身ともに健康で、意欲をもって子どもたちと向き合うことができるよう、「教職員働き方改革プラン」を着実に推進するとともに、様々な機会を捉えてコンプライアンスの徹底を図りながら、教職員一人ひとりの自覚と責任ある行動によって不祥事の発生を防止し、教育への信頼と期待に応えていきます。

◆東日本大震災津波からの教育の復興

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、復興を支える人づくりの推進

- 〔重点事項〕 幼児児童生徒の心のサポート
安心して学べる環境の整備
「いわての復興教育」の推進

◆「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン及び「岩手県教育振興計画」の着実な推進

I 学校教育の充実

- 〔重点事項〕
- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - 2 確かな学力の育成
 - 3 豊かな心の育成
 - 4 健やかな体の育成
 - 5 特別支援教育の推進
 - 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
 - 7 学びの基盤づくり

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ・「いわての復興教育」の推進
- ・キャリア教育の充実
- ・国際的な視野を広げる人材の育成 等

5 特別支援教育の推進

- ・就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・特別支援教育の多様なニーズへの対応 等

2 確かな学力の育成

- ・新学習指導要領全面実施に向けた教育活動の充実
- ・学習の基盤となる資質・能力の確実な育成
- ・幼児期の教育の充実 等

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

- ・いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ・教育相談体制の充実
- ・児童生徒の健全育成に向けた対策の推進 等

3 豊かな心の育成

- ・自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- ・体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 等

7 学びの基盤づくり

- ・安心して学べる環境の整備
- ・目標達成型の学校経営の推進
- ・コミュニティ・スクール導入の推進 等

4 健やかな体の育成

- ・豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ・適切な部活動体制の推進
- ・健康教育の充実 等

学校教育の重点

共通事項として取り組む内容

「岩手県教育振興計画」施策項目	取組内容
1 岩手で、世界で活躍する 人材の育成 ▶ P6	「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」に示されている考え方にに基づき、それぞれの実情に応じて、 復興教育及びキャリア教育 に取り組む。
2 確かな学力の育成 ▶ P8	学校長のマネジメントの下、それぞれの課題に応じた 学習指導や学校運営の改善等 に一体となって取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、 学力向上 のためのCAPDサイクルに基づく取組を推進する。
3 豊かな心の育成 ▶ P11	「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、 道徳教育や体験活動 、文化芸術活動などに取り組む。
4 健やかな体の育成 ▶ P12	家庭や地域と連携し、子どもたちが 運動習慣・食習慣及び生活習慣 を身に付けることができるよう取り組む。また、学校全体として 部活動の指導・運営 に係る適切な体制を構築する。
5 特別支援教育の推進 ▶ P13	障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた 指導・支援体制の充実 に取り組む。
6 いじめ問題・不登校対策等 への確かな対応 ▶ P14	いじめや不登校 などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行う。
7 学びの基盤づくり ▶ P15	コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置している学校)の仕組みを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、 目標達成型の学校経営計画の策定 とPDCAサイクルによる 学校マネジメントの実践・評価 に取り組む。

各学校の方針により重点化して取り組む内容

消費者教育 ▶ P16 「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12 施行)に基づき、各教科等の教科横断的な課題として取り組み、消費者の自立に向けた授業の充実を図る。	学校図書館教育 ▶ P17 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(H25.5 策定)に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する。
主権者教育 ▶ P16 各教科等にわたる主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を育成する。	国際理解教育 ▶ P17 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成する。
環境教育 ▶ P16 「環境教育等促進法」(H23.10 施行)に基づき、学校教育における環境教育の充実を図る。	情報教育 ▶ P17 情報化社会に対応できる情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動やICTを活用した授業を充実する。
伝統や文化の教育 ▶ P16 我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育成する。	小規模・複式教育 ▶ P17 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校の小規模校、複式学級を有する学校では、児童生徒の実態をもとに指導の工夫改善を図る。

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

取組の方向性

- ① 「いわての復興教育」の推進
- ② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- ③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ④ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
- ⑤ イノベーションを創出する人材の育成

「いわての復興教育」の推進

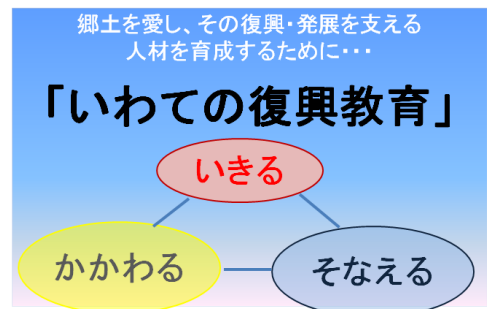
※いわての復興教育

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>

1 「いわての復興教育」

「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する」こと。

子どもたちには、未来があり、夢や希望があります。そのために、「震災津波の教訓を後世に語り継ぎ、自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造する人をつくる教育」を推進します。県内の全ての学校の全教職員が、児童生徒一人ひとりのために、取り組むことに大きな意義があります。「いわての復興教育」は、「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」です。



2 「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

(1) 「教育的価値【いきる】【かかわる】【そなえる】・「具体の21項目」を基にした取組

各学校は、震災津波の体験から得られた3つの教育的価値と具体の21項目に基づいてバランスよく取り組みます。地域の実態等を踏まえ、学校独自の「教育的価値」、「項目」を設定することもできます。

※「いわての復興教育」の理念、全体計画・単元計画の作成等については、「いわての復興教育プログラム」を参照

(2) 「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1か月）等の設定

各学校は、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、児童生徒が本県の復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行います。

(3) 家庭・地域・関係機関・学校間等と連携した取組の充実

各学校は、地域の実態等を踏まえ、家庭・地域・関係機関・学校間等の連携するしくみを確立し、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

(4) 「いわての復興教育」副読本、「いわての震災津波アーカイブス～希望～」等の活用

各学校は、各教科・領域など通常の学習活動において、副読本や「いわての震災津波アーカイブス～希望～」等を効果的に活用します。

3 地域の実情に合わせた防災教育の充実 ～学校安全のねらいを踏まえて～

(1) 【そなえる】取組を具体的に年間計画に位置付ける

各学校は、学校安全計画等に、懸念される自然災害に対する【そなえる】取組をより具体的に盛り込み、自分の生き方やあり方【いきる】【かかわる】などにつなげる防災教育を充実させます。

(2) 家庭・地域・関係機関・学校間等と連携し【かかわる】防災教育の充実

各学校は、防災教育の推進にあたり、家庭・地域・関係機関・学校間等と連携することで、自他の生命【いきる】を守り抜く力と「共助」【かかわる】の精神を育成します。

※「学校安全の着実な推進」は、岩手県教育振興計画において「**7**学びの基盤づくり」に含まれる内容ですが、復興教育・防災教育との関連を踏まえ、次ページ上段に掲載しています。

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

学校安全の確実な推進

※第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm
 ※学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日文科科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou.pdf>

1 学校安全のねらい

学校安全計画の実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える。

2 目指すべき姿

- (1) 全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力**を身に付ける。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、**死亡事故の発生件数については限りなくゼロとする**ことを目指すとともに、**負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にする**。

3 推進のための方策【学校保健安全法に基づき学校安全の取組を実施 参照：第26~30条】

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な状況は年々変化しており、ミサイル等新たな危機事象も懸念されている現状を踏まえ、通学時の見守りや学校における組織的な**安全管理**と児童生徒等に対する**安全教育**、教職員の**研修**を推進する。また、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという全ての教職員の強い**意識**が必要である。

- (1) 学校安全に関する組織的な取組の推進
 - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証を踏まえた改善
 - ・全ての教職員が事故等に遭遇した際に適切な行動が取れるような訓練や研修
- (2) 安全に関する教育の充実
- (3) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止
 - ・三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点からの安全点検（学校施設・設備、通学路）
 - ・学校管理下における事故等は「**学校事故対応に関する指針**」に基づき対応する。
- (4) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組
 - ・多様な担い手による見守り活動の活性化

キャリア教育の充実

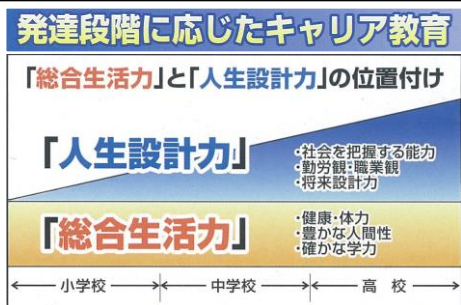
※いわてが目指すキャリア教育【指針・手引き・リーフレット】
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/career/1006356.html>

1 いわてが目指すキャリア教育のねらい

児童生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、**社会人・職業人として自立**するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

- 【**総合生活力**】 社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力
- 【**人生設計力**】 主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力



3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校

- 「総合生活力」に重点を置き、係活動や委員会活動などを通して、きまりを守ることや働くことの大切さを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識をもたせ、体験的な学習を通して、「人生設計力」の基礎を築く。

(2) 中学校

- 「総合生活力」の充実から「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に、体験活動を通して現実の社会について理解させるとともに、勤労観・職業観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さを理解させる。
- カウンセリングやガイダンスの機会を多く設け、生徒一人ひとりに応じた「人生設計力」を育成する。
- 全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施する。

2 確かな学力の育成

取組の 方向性

- ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ② 諸調査やICTの活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
- ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

児童生徒の学力の向上

1 学力の3つの要素・・・学力向上とは、学力の3つの要素を子どもたちに保障する取組である

- 基礎的・基本的な知識及び技能
- 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度

2 学力向上のための取組の方向性

県教育委員会では、県学習定着度状況調査や全国学力・学習状況調査等の結果等を踏まえ、各学校・各先生方が取り組むべき「学びの保障を実現するための重点目標と具体的取組」を以下のとおり示しています。

<重点目標>

「確かな学び、豊かな学び」を目指した授業改善

「主体的・対話的で深い学び」を通して児童生徒の確かな学力を育むために、児童生徒の実態に立脚し、客観的なデータを活用しながら、何につまずいているのか、そのつまずきはなぜ生じているのかについて、解決の手立てを学校内で検討し、全教員がつまずきに対応したきめ細かな指導を意識した授業改善に取り組む。

<具体的取組>

ア 諸調査結果及び「『確かな学び、豊かな学び』実現プラン」を活用した、各学校における検証改善のサイクル（CAPDサイクル）の一層の強化

- ① 諸調査問題の意図等を全教員で確認すること
- ② 諸調査結果を活用した指導改善の取組を推進する視点から、教育課程を随時見直すこと
- ③ 中学校新入生学習状況調査や高校基礎力確認調査の出身学校別データ等の有効活用を図るなど、同一中学校区の小・中学校の円滑な接続により取組を推進・検証すること

イ 授業改善の組織的な取組の更なる推進

- ① 校内研究会等を通して、「いわての授業づくり3つの視点」を踏まえた授業の在り方について、学年・教科の枠を越えて共有すること
- ② 諸調査結果から見えた児童生徒のつまずきを解消する視点から、授業研究に組織的に取り組むなど、校内研の活性化を図ること

ウ 保護者・地域との連携の一層の推進

- ① 諸調査の分析及びその結果を受けた学校としての学力向上等の取組について、理解や協力を得るために保護者・地域と共有すること
- ② 児童生徒の自立的な学習を促すための授業と連動した家庭学習の取組について、その趣旨を保護者と共有し、取組の充実を図ること

【資料1】 県学習定着度状況調査において「新たに注視する5項目」について

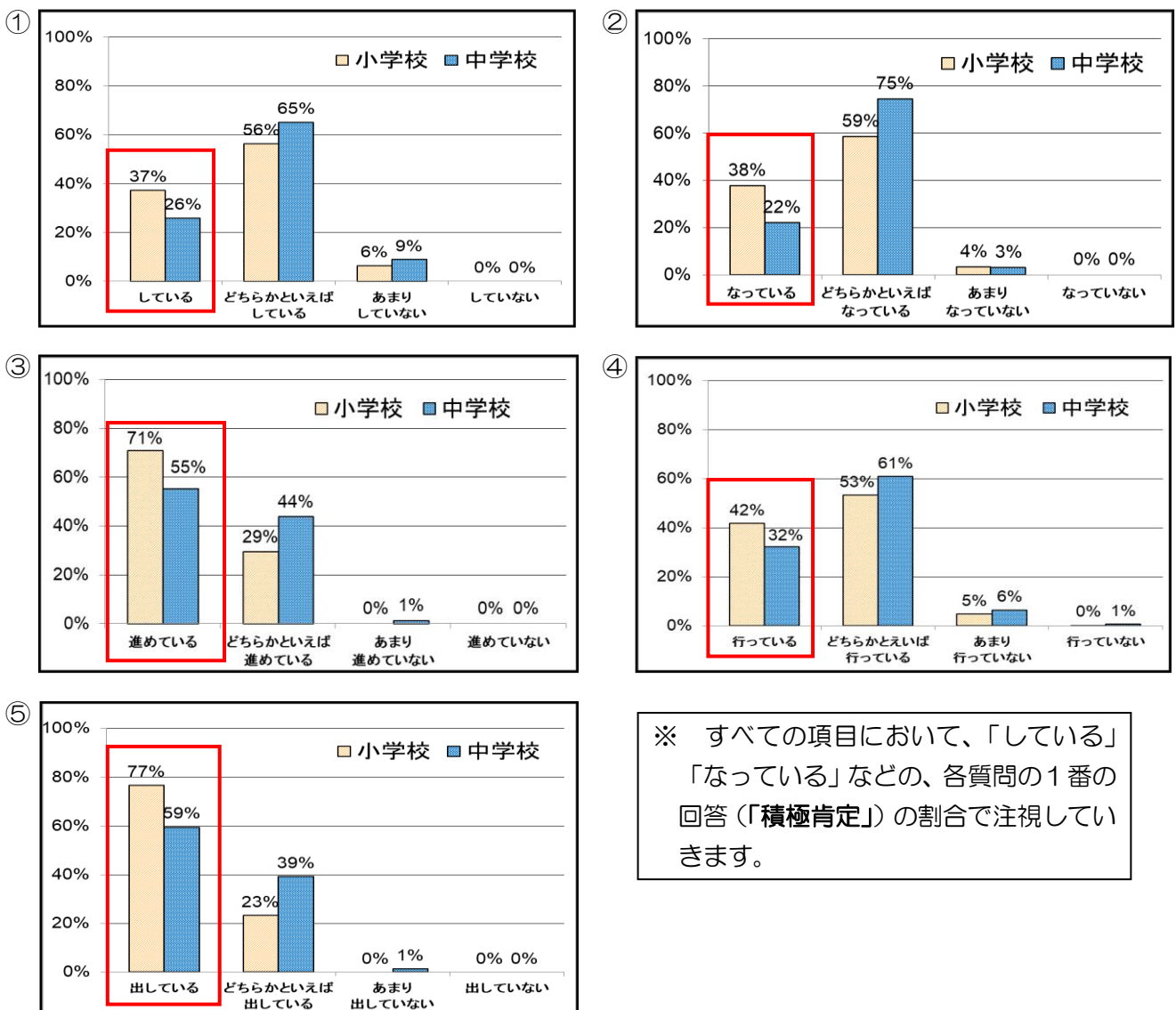
県教育委員会では、昨年度まで学力保障の重点目標「諸調査結果を活用した『学校の組織的な対応の強化』」等との関連から、県学習定着度状況調査で実施している学校質問紙調査の中で、特に注視している7項目「**TARGET 7**」を示し、各学校の取組の充実を図ってきました。その結果、全7項目において**改善が見られました**。そのことを受け、今年度からは、「いわて県民計画（2019～2028）」第1期アクションプランに掲げる指標との関連から、昨年度までの「TARGET 7」に代わり、「**新たに注視する5項目**」を掲げ、各学校の取組の充実を図ることとしました。

各学校においては、これまでの自校の取組についての成果と課題を明確に把握し、今後の学力向上の取組を更に充実させてほしいと考えています。

県学調学校質問紙において「新たに注視する5項目」

- ① 児童生徒が自分で調べたことや考えたことを、分かりやすく文章に書く指導をしていますか。
- ② (振り返る活動について) 児童生徒自身が、学習の成果(又は課題)を実感できる振り返りとなっていますか。
- ③ 児童生徒の間違いを認める雰囲気を作り、その中で授業を進めていますか。
- ④ 諸調査の自校の分析結果から見た児童生徒のつまずきに対応した授業改善を行っていますか。
- ⑤ 授業内容の理解を促進する家庭学習の課題(宿題)を、計画的に出していますか。

「新たに注視する5項目」の H30 岩手県学習定着度状況調査 学校質問紙調査の結果



2 確かな学力の育成

幼児期の教育との円滑な接続

※国立教育政策研究所ホームページ
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」
http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf

幼児期の教育では、生涯における人格形成や義務教育及びその後の教育の基礎となる資質・能力が培われている。幼児期の教育で育まれてきた資質・能力を捉え、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能になるよう、各学校では児童や地域の実態に応じてスタートカリキュラムの時期を設定の上、編成し、幼児期との円滑な接続を図ることが重要である。

小学校教育では

生活科を中核とした合科的・関連的な指導

<生活科についてはP22参照>

- 幼児期の教育において育まれた資質・能力について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した具体的な姿の引継ぎ
- 小学校と同地区の幼児教育施設同士の互恵性のある交流や、合同の研究会や研修会の開催

- ・生活科を中核とした単元配列表に、各教科等の合科的な指導や関連的な指導を示し、指導計画を整備する。
- ・生活科を中心とした学習から徐々に教科等を中心とした学習へと組み立てる。
- ・指導計画に沿って、発達や児童の実態に即し、生活への適応に留まらず、児童の思考の流れを意識した体験や活動を位置付ける等、弾力的かつ教科時数が保障されている週計画を作成する。

円滑な接続

幼児期の教育とは

遊びを通した総合的な指導

幼児期において育みたい資質・能力について、特に5歳児後半に見られる幼児の姿として具体的に示しているものである。これらの姿は、相互に関連し合い、一体的に育まれていくことから、発達に必要な環境構成や援助について、指導の際に考慮することが重要である。



家庭・地域との連続性のある生活

- 1 幼児期にふさわしい生活
 - 幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら主体性を発揮した生活の実現
- 2 特別支援教育
 - 個の育ちとともに集団の中におけるその子の育ちの注視
 - 関係機関との連携
 - 保護者と連携した個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成とそれに基づいた計画的・組織的な指導
- 3 子育ての支援
 - 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割
 - 保護者の親としての成長への支援

環境を通して行う教育

- 1 発達や学びの連続性の確保
 - 遊びを通して5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）に示すねらいを総合的に達成するための、カリキュラム・マネジメントによる各幼稚園等の教育課程や指導計画の不断の見直し
- 2 評価の工夫と指導の改善
 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた妥当性や信頼性の高い評価の工夫と指導の改善
- 3 体験の多様性と関連性
 - 幼児期において育みたい資質・能力を一体的に育むための体験の質を高める工夫

知識及び技能の基礎
思考力、判断力、表現力等の基礎
学びに向かう力、人間性等
育みたい資質・能力
幼児期において

3 豊かな心の育成

取組の方向性

- ① 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ③ 学校における文化芸術教育の推進

道徳教育の充実

学校の教育活動全体で取り組むという観点から、校長の方針の下、学校の重点や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的で一貫した推進体制により、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を開いていく力を育む源として、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 学校の重点に基づく道徳教育全体計画を踏まえ、道徳科を要とした学校全体における道徳教育の充実・深化に向け、東日本大震災津波からの復興への歩みや関連体験を通して、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、いじめの防止や安全確保等にも資するよう留意し、学校教育全体で行う道徳教育をとらして、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになる。

人権教育の推進

文部科学省ホームページ「人権教育に関する特色ある実践事例」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm

いじめ・暴力・虐待等の課題を踏まえ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度と行動力を育成する。

1 人権が尊重される学校・学級づくり

- 児童生徒一人一人を大切にしたい学級
- いじめ、暴力を許さない毅然とした指導
- 人権作文・ポスター等への積極的な取組
- 子どもの権利条約の理解と尊重
- 各種通信による人権教育の情報発信

2 人権が尊重される授業づくり

- 相手を大切にしたい聴き方、話し方の指導
- 教科・領域等における人権に関する指導内容の充実
- 自他の権利や生命を尊重する感性・実践力を育てる道徳教育の充実
- 一人一人が活躍する場の設定
- 主体性を重視した交流・体験活動の実施

体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 豊かな自然や多様な農林漁業、価値ある伝統文化に恵まれた本県の特色を生かし、自然体験や勤労体験、幅広い世代とのふれあいなど豊かな体験を展開するよう工夫する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。
- 文化芸術の価値や良さの理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させる。

4 健やかな体の育成

取組の
方向性

- ① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ② 適切な部活動体制の推進
- ③ 健康教育の充実

運動習慣・食習慣・生活習慣形成の一体的な取組推進

児童生徒の体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある学校生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものである。

各学校においては、体力向上と肥満予防・改善に向けて、運動習慣、食習慣及び生活習慣の形成を一体的に捉え、学校組織全体で取組を推進すること。

健やかな体（課題「体力の向上」「肥満の予防と改善」）

取組 1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ① 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の推進
体育授業の改善、休み時間における運動遊びの奨励等の取組及び家庭・地域との連携による取組を推進する。
- ② 調査結果の効果的な活用
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における実技の状況や質問紙調査結果を分析し、取組の改善を行う。
- ③ 運動やスポーツの多様な楽しみ方や価値の共有
運動やスポーツが好きな児童生徒を増やす取組を推進する。

取組 2 適切な部活動体制の推進

- ① 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の理解浸透
基準を踏まえた部活動休養日や活動時間の徹底など、部活動の方針等について教職員、保護者及び外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。
- ② 自主的・自発的な活動の推進
学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動を推進する。

取組 3 健康教育の充実

- ① 児童生徒の肥満予防・改善の取組の推進
教育活動全体を通じた取組や、望ましい食習慣（カミカミ運動）、生活習慣（岩手型肥満解消ぺっこアプローチ）及び運動習慣（元気・体力アップ60運動）の啓発など、学校と家庭・地域が連携した取組を推進する。
- ② 食育の推進
食に関する指導の充実に向けて、栄養教諭等を中核とした組織的・計画的・継続的な取組を推進する。
- ③ 現代的な健康課題への対応
喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教室の開催等により、生涯を通じて健康的な生活を送るための力を育成する取組を推進する。

5 特別支援教育の推進

取組の 方向性

- ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ② 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進
- ④ 教職員の専門性の向上

「いわて特別支援教育推進プラン(2019~2023)」による、「共に学び、共に育つ教育」の推進

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備

- 就学に関する保護者への事前の情報提供と就学支援、就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整を行う。
- 学校と保護者等とが、児童生徒の教育的ニーズや目標、指導・支援方法等について「個別の指導計画」を活用しながら確認すること、取組後の評価を進級・進学先に引き継ぐ。
 - ※ 平成31(2019)年度に総合教育センターにおいて、「引継ぎ」に関する研究を行う。
 - ※ 「個別の教育支援計画」に含まれる内容を「個別の指導計画」に取り入れられたり、それらの内容が記載されている用紙を「個別の指導計画」と一緒にファイリングしたりしている場合についても、「個別の教育支援計画」としてみ直す。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校による地域支援

- 適時性・継続性等の視点による段階的な支援（小中学校等内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校の継続型訪問支援等を活用した三次支援）を行う。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等を活用し、各校における指導・支援の充実や特別支援教育コーディネーターの専門性向上につなげる。

地域の特別支援学級等の充実

- 中学校区単位や地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等を実施する。

各校種の特別支援教育の推進

- 総合教育センターの研究成果物等を活用し、児童生徒を中心に据えた学級経営、授業づくりを行う。

教職員等の専門性の向上

- 国立特別支援教育総合研究所、総合教育センター、特別支援学校等の研修を活用し、特別支援教育に関する専門性向上につなげる。

交流及び共同学習の充実

- 「交流籍」を活用した交流及び共同学習、小中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習、スポーツ活動や文化芸術活動を通じた交流及び共同学習（作品の交換等による間接的な活動を含む）等により、すべての学校で交流及び共同学習を実施する。

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

- 特別支援学級、通級指導教室の整備や適切な教育課程の編成を推進する。

共生社会の形成に向けた県民の理解

- 県民向け講演会（盛岡市・大船渡市・二戸市の3会場開催）や、特別支援教育サポーター養成講座（盛岡視覚支援学校、一関清明支援学校、気仙光陵支援学校の3会場開催）、スポーツ・文化芸術に関する各種事業について、地域の方へのさらなる周知を行い、積極的な参加につなげる。

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

取組の方向性

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応を図る。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組を徹底するため、教職員の共通理解を図る。
- いじめ防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な活動を推進する。
- 教職員の資質向上を図るため、「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」等を活用した研修を実施する。

不登校対策

不登校の未然防止、初期対応・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実等、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 児童生徒の個々の状況に応じた必要な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。
- 教育相談担当者（コーディネーター）の役割を明確にし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用するなど、教育相談体制の充実に努める。

情報モラルに関する指導

児童生徒が情報化社会において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- 情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施し、情報モラルに関する指導の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html

1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、巡回型カウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。
- 専門家で構成する県内大学チームによる支援を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

7 学びの基盤づくり

取組の
方向性

- ① 目標達成型の学校経営の推進
- ② 魅力ある学校づくりの推進
- ③ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

家庭・地域との協働による学校経営

1 明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり

(目標達成型の学校経営の取組の継続とコミュニティ・スクールの推進)

- (1) 検証可能な目標達成型の学校経営の推進
- (2) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進



「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組



○ 目標達成型の学校経営の取組の推進には、「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要。

- ・【自己評価】 各学校の教職員が行う評価
- ・【学校関係者評価】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

※ 加えて【第三者評価】もあるが、これは実施者の責任のもとで、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に基づく体制）

保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校をコミュニティ・スクール（CS）と呼び、学校と保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって特色ある「地域とともにある学校づくり」を進める体制である。

本県においては、既存の「学校評議員制度」や「いわて型 CS」の発展的な体制や取組と位置付け、地域や学校の実状に応じた連携・協働の取組が始まっている。

また、「学校運営協議会」を核として、地域住民や保護者が、学校への支援等（地域学校協働活動）にかかわることにより、地域において地域の将来を担う人材育成や、地域住民同士のつながりが深まることなど、「学校を核とした地域づくり」の活性化が図られることも期待されている。

2 学校内における人材育成

- (1) 校内における人材育成を推進し、全教職員の指導力向上
- (2) 授業力向上へ向けた OJT 等の活用

3 「社会に開かれた教育課程」の実現

- (1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
 - ・各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ・教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めながら効果的に組み合わせ活用すること。
 - (2) 全ての教職員で創り上げる各学校の特色
 - ・全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があること。
 - ・地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点を定め、学校教育目標や育成を目指す資質・能力、学校のグランドデザイン等として学校の特色を示し、教職員や家庭・地域の意識や取組の方向性を共有していくことが重要であること。
 - (3) 資質・能力の育成を目指した教育課程編成と教科等間のつながり
 - ・児童生徒や学校、地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのか明らかにする。
- (例) 学習の基盤となる資質・能力…言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（学習指導要領解説総則編参照）

消費者教育／主権者教育／環境教育／伝統や文化の教育 指導の要点

消費者教育

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

1 消費者教育と教育内容の理解

- 消費者教育推進法（H24）の趣旨の理解
- 学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の理解

2 自立した消費者の育成を目指した授業づくり

- 自らの消費が環境や経済等に影響を与えることの理解と適切な商品等やサービスを選択できる力の育成
- 商品等やサービスの安全性や購入時の事故、危険への対処等に関わる正しい情報や知識の習得
- 将来を見通した意志決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力の育成

主権者教育

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育成する。

1 育成を目指す資質・能力及び教育内容の理解

- 中央教育審議会答申（平成28年12月）における「主権者として求められる資質・能力」の理解
※幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- 『学習指導要領解説（平成29年告示）総則編』における「主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」の理解

2 新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた指導

- 教科間相互の連携
- 地域の身近な課題など現実の社会的事象の教材化
- 専門家や関係機関及び家庭・地域との連携
- 新聞や専門的な資料等の活用
- 授業等でのグループ活動や話し合いの充実

環境教育

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して興味・関心をもち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

1 各教科等の特性を生かした指導

- 環境に関する基本的な知識の習得
- 環境に関する見方や考え方の育成

2 豊かな体験活動の推進

- 環境に対する豊かな感受性の育成
- 環境に働きかける実践力の育成
- 身近な現象に目を向けた取組の推進

3 環境ワークブック（副読本）の活用

（小学校第5学年）

4 環境教育指導資料の活用

[幼稚園・小学校編]、[中学校編]
（国立教育政策研究所発行）

伝統や文化の教育

我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実を図る。

1 教育課程全体での指導の充実

- 国語科（古典）、社会科（歴史学習）、音楽科（唱歌・和楽器）、美術科（美術文化）、保健体育科（武道）、家庭科（生活文化）、総合的な学習の時間を中心とした各教科・領域との関連を図った指導

2 児童生徒や地域の特質に応じた指導

- 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導の工夫
- 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動の推進

学校図書館教育／国際理解教育／情報教育／小規模・複式教育 指導の要点

学校図書館教育

児童生徒の読書活動が、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力、情報活用能力を育む上で重要なものであることを踏まえ、教育課程に読書指導を適切に位置付け、計画的に実施するよう努める。

1 読書指導の充実

- 学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターの機能を生かし、学習指導要領等を踏まえ、教育課程や各教科等年間指導計画への学校図書館の計画的な利活用の明確化
- ブックリスト「いわ 100 きっず」「改訂版いわ 100」を活用した読書活動の充実
- 郷土の伝統・文化、偉人・先人等を通して岩手を学ぶ読書活動の推進

2 学校図書館の整備・充実

- 第五次学校図書館図書整備 5 か年計画による蔵書の整備・新聞配備・学校司書配置の促進
- 司書教諭・学校司書の協働等、学校経営の一環としての学校図書館の運営の充実
- 公立図書館や地域、保護者との連携

国際理解教育

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会において主体的に行動できる人材を育成する。

1 児童生徒の発達段階や教科、領域の特質に応じた指導

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各教科等の内容と関連付けた指導の工夫
- 「国際理解教育実践事例集」等を参考にした、育むべき資質・能力に応じた指導の工夫

2 帰国・外国人児童生徒等への支援

- 日本語指導に係る「特別の教育課程」制度の周知と日本語指導の充実
- 日本語指導が必要な児童生徒の把握及び支援体制の構築

3 家庭・地域との協働

- グローバル人材の育成（震災後の国際交流や I L C 計画、各種海外派遣研修等）
- 地域の特色や資源を生かした活動、地域人材の活用

情報教育

情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うため、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する。

1 児童生徒の情報活用能力の育成

- 小学校段階におけるコンピュータ及び情報通信ネットワークなどの積極的な利用や文字入力などの基本的操作の確実な習得、論理的思考力を高めるためのプログラミング教育の充実
- 中学校段階における適切かつ主体的、積極的な I C T 活用を目的とした各教科等での情報活用能力の育成
- 情報モラルを確実に身に付けるための家庭や地域と連携した取組

2 ICT 機器を効果的に活用した授業改善

- 教育効果を高めるために、電子黒板などの I C T 機器の積極的な活用
- 校内体制の確立による計画的な教員研修の実施と I C T 環境の整備

小規模・複式教育

小規模校や複式学級を有する学校の特質を積極的に生かし、学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動を展開するとともに、児童生徒一人一人のよさを生かす個に応じた指導の充実に努める。

1 学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動の展開

- 地域に根ざし、地域の文化や伝統、自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- 近隣の小学校や校区の中学校等と連携した教育計画の立案と実践（集合学習、交流学习、異校種間交流等）

2 児童生徒一人一人のよさを生かす個に応じた指導

- 少人数・複式学級など学校の特質を生かした指導計画の改善・充実並びに学習指導過程の工夫
 - 系統性や順序性を重視した指導の充実
 - 岩手の小規模・複式リーフレットの活用
- <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006371.html>

確かな学び、豊かな学びプロジェクト「いわての授業づくり3つの視点」

県教育委員会では、平成 27 年 12 月に「いわての授業づくり3つの視点」を作成しました。

これは、児童生徒の学力を保障するための授業はどうあるべきかという視点で考えた「授業の構成」を示すものです。教科、領域等の特質に違いはありますが、「授業の構成」はほぼ共通しています。

つまり、児童や生徒とどのような授業をつくり上げるかの大切な視点となりますので、校種や教科等を超えて、共通に議論できる視点として、本リーフレットを活用できます。

確かな学び、豊かな学びプロジェクト

～一人一人の学力を保障し、豊かな人間を育成する～

岩手県教育委員会
平成 27 年 12 月 1 日

県教育委員会では、平成 26 年 11 月発行のリーフレット「確かな学び、豊かな学びプロジェクト」において、学力との相関関係が見られる授業の要素を、「確かな学びの創造（5項目）」「豊かな学びの創造（5項目）」として示しました。

今回、これらの要素を「いわての授業づくり3つの視点」に位置付け、授業づくりや授業の検証に役立てたいと考えました。この視点で、児童生徒の「確かな学び、豊かな学び」の実現に向けて全県で共通して取り組み、学校での組織的な対応を展開することで、児童生徒一人一人の学力を保障し、豊かな人間の育成を図りたいと考えています。



「いわての授業づくり3つの視点」
により「確かな学び、豊かな学び」を実現する

視点1 見通し

視点2 学習活動

視点3 振り返り

◆3つの視点は、学習規律の徹底と温かい人間関係のある学級づくりの上に成り立つものです。

「いわての授業づくり3つの視点」

視点1 学習の見通し

■児童生徒の姿■

- ★学習課題（学習問題）を設定し、学習のゴールを見通す
 - ・この時間で、何ができるようになっていけばよいか、何がわかればよいかをつかんでいる。
 - ・課題が、自分にとってどのような意味(役に立つ、楽しいなど)をもつのかを理解している。
- ★学習課題（学習問題）の解決に向けて、学習内容を見通す
 - ・既習内容を用いて解決する場合、どの既習内容を活用すればよいかを確認している。
 - ・既習内容を発展させて解決する場合、どの既習内容と関連付ければよいかを予想している。
 - ・新しい知識や技能を必要とする場合、先生や友達の説明などにより解決方法を理解している。
- ★学習課題（学習問題）の解決に向けて、学習プロセスを見通す
 - ・学習プロセスを形態、活動内容、時間などで捉え、どのように学ぶのかを理解している。

【指導の留意点】

- ◎児童生徒一人一人が、自分の学習課題（学習問題）として捉えることができるように工夫する。
- ◎身に付けさせたい力、学習活動、時間内に解決できることを意識した学習課題（学習問題）とする。
- ◎指導者が、学習課題の解決に取り組んでみた上で、学習内容や学習プロセスなどを構想する。

視点2 学習課題(学習問題)を解決するための学習活動

■児童生徒の姿■

- ★学習課題（学習問題）を解決するために学習活動をする
 - ・「学習の見通し」に沿って、主体的に学習している。
 - ・思考方法や表現方法、語彙や用語などを理解し、その時点での自分の考えをまとめている。
 - ・自分の考えをもって、ペアやグループ・全体での学習に臨み、自分の考えを発表したり友達の考えを自分の考えと比べながら聞いたりしている。
 - ・わからないことは、自分で調べたり友達や先生に質問したりしている。
- ★一人一人が学習課題（学習問題）を解決する
 - ・学習課題について、協働的な学習を通して深まったり広がったりした内容を、理由や根拠がわかるように記述したり話したりして、一人一人が自分の考えをまとめている。

【指導の留意点】

- ◎学習課題（学習問題）を解決するための手立てや視点、学習活動の方法について具体的に指導する。
- ◎学習課題（学習問題）を解決するために、主体的・協働的な学習展開となるように工夫する。
- ◎児童生徒一人一人が、身に付けるべき力を確実に身に付けることができるような学習活動にする。

視点3 学習の振り返り

■児童生徒の姿■

- ★学習内容を振り返ったり、学習の成果を実感したりする
 - ・授業を通して、できるようになったこと、できなかったこと、わかったこと、わからなかったこと、興味をもったことなどについて、自分の言葉で説明している。
 - ・評価問題を解いたり身に付いた力を確認したりして、学習の成果を実感している。
- ★学習プロセスを振り返ったり、協働的な学習活動の良さを実感したりする
 - ・どのような学習プロセスによって自分がどのように変容したのかなどについて、自分の言葉で説明したり、「友達から学ぶことができた」など、学習活動の良さを実感したりしている。

【指導の留意点】

- ◎学習の見通しで見通した、ゴールや学習内容、学習プロセスに照らして、振り返られるように工夫する。
- ◎必要に応じ、児童生徒の自己評価・相互評価、評価問題、教師の評価を適切に位置付ける。
- ◎児童生徒一人一人が自分の学習について、達成感や有用感を自覚できるように工夫する。

各教科等の指導の要点

国 語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 国語科の内容構成を踏まえ、指導事項に基づいた最適な言語活動を位置付け、児童生徒が課題解決に向け、言葉による見方・考え方を働かせて、言葉に着目して思考・判断・表現しながら学び、指導事項に示す資質・能力を身に付けることができる授業を構想すること
- 目標に基づいた具体的な評価規準を設定し、児童生徒自身に学習の成果を自覚させるとともに、学習状況に係る適切な評価と指導改善を行い、学習の質を一層高めること
- 国語科で育成を目指す資質・能力をより高めるために、国語科の学習が読書活動に結び付くよう、積極的に読書を位置付けた学習活動を進めること

【今年度の重点】

小学校

- 日常生活で使うことができる語句の量を増し、語句のまとまりや関係等を理解し、語彙を豊かにすること
- 話の内容を十分に捉えて聞くことや自分の考えと比べながら聞くこと
- 自分の考えを明確に伝えるために文章全体の構成や書き表し方を考えて書くこと
- 叙述や描写を基に、文章全体の構成を俯瞰しながら、要旨や登場人物の心情等を捉え、筆者の書き方や表現の効果を考えながら読むこと

中学校

- 様々な種類の古典の作品に親しむことができるよう、学習活動を工夫すること
- 話の内容を捉えながら必要に応じて質問をするなど、話の展開に注意して聞くこと
- 目的に応じて、根拠の適切さを検討しながら、自分の考えが明確に伝わるよう、文章の構成を工夫して書くこと
- 目的に応じて、文章の構成や論理の展開、表現の仕方を意識して読み、それに対する自分の考えをもつこと

社 会

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 目標や指導内容を明確化し、「社会的な見方・考え方」を働かせて行う授業を構想すること
- 「見通しと振り返り」と「社会科における言語活動」を大切にされた問題解決的な学習や適切な課題を設けて行う学習を展開すること
- 目標に照らした学習評価により、児童生徒の学習状況の見取りと適切な支援を行うこと

【今年度の重点】

小学校

- 1 「見通しと振り返り」を大切にされた問題解決的な学習を展開すること
 - 問題意識を醸成したうえで学習問題（学習課題）を設定するとともに、学習問題に対する予想や予想をもとにした解決の見通しをもつことができるようにする。
 - 学習の振り返りを大切に、学習問題に対するまとめや社会的事象に対する自分の考えなどを表現したり、自己の変容や学び方を振り返ったりできるようにする。
- 2 「社会科における言語活動」を大切にされた問題解決的な学習を展開すること
 - 各種の資料から、必要な情報を集めて読み取ったり記録したりすることができるようにする。その際、資料の見方や読み取り方を、意図的・計画的に指導する。
 - 取り出した情報をもとに、根拠を明らかにしながら社会的事象の特色や事象間の関連、社会的事象の意味や意義について考え表現できるようにする。

中学校

- 1 「見通しと振り返り」を大切にされた適切な課題を設けて行う学習を展開すること
 - 小学校の学習を基盤としながら、より明確に解決の見通しをもったり、社会参画の視点から振り返りをしたりすることができるようにする。
- 2 「社会科における言語活動」を大切にされた適切な課題を設けて行う学習を展開すること
 - 複数の資料から情報を取り出し、社会的事象の意味や意義を解釈したり、事象の特色や事象間の関連を説明したり、自分の考えを論述したりできるようにする。
 - 目的を明確にし、各分野の特質に応じた「言語活動」を充実させる。
 地理的分野：地図等を有効に活用して事象を読み取ったり解釈したりする学習 等
 歴史的分野：時代を大観し表現する活動や時代の転換の様子を捉える学習 等
 公民的分野：習得した知識や概念を活用して社会的事象について説明する学習 等

各教科等の指導の要点

算数・数学

わかる授業

【授業改善に向けて】

- どのような数学的な見方・考え方を働かせ、どのような数学的活動を通して、どのような数学的に考える資質・能力を育むのかというねらいを明確にして授業づくりに取り組むこと
- 算数・数学の諸調査結果等を踏まえ、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学びを振り返り、次の学びに向かうことができるように学習評価の充実を図ること

☆ 諸調査結果分析等を踏まえ、「算数・数学の学びの質」を高める指導改善へ！

～数学的に考える資質・能力について、児童生徒が「わかった！」「できた！」を実感できる授業～

数学的な
見方・考え方を働かせる

算数・数学の
学びに向かう
態度を育む

活用を通して
知識及び技能の
習得を促進

適用、発展・統合
の時間を
重視した展開

授業前半の
数学的活動の
焦点化・シム化

※これらの活動を、自立的に、時に協働的に位置付け、それぞれに主体的に取り組めるようにする。
※それぞれの活動・過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

- ☆ 単位時間の授業における複数回の問題発見・解決の過程を通して、授業で表面的な理解から「より深い理解」への変容を目指せるようにすること
- ☆ 児童生徒の学習状況を適切に見取り、肯定的に声をかけるとともに、誤解やつまずきの表出とその解消を図る活動の充実に取り組むこと

【今年度の重点】

小学校

- 四則計算の結果について、見通しをもったり正しいか判断したりできるようにすること
- 式を計算の答えを求める手段としてだけでなく、ある場面での数量についての事柄や、数量関係を表現するものとして捉えさせるために、式の意味を場面と結び付けて説明したり、文字を用いて式に表現したりする活動を重視すること
- 伴って変わる二つの数量の関係を捉えてそのきまりを式に表したり、きまりに着目して問題を解決したりする活動に取り組ませ、関数の考えを活用できるようにすること
- 数学的な思考力・表現力を高めるために、言葉、数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を適切に用いて、かいたり、話したりする活動を充実させること
- 複数の適用問題を通して帰納的に考えたり、活用問題などを通して発展的・統合的に考えたりする機会を積極的に取り入れること

中学校

- 参考資料「いわて五ツ星の授業づくり」、家庭学習用「中学校数学GアップシートEX」などを活用し、授業と評価問題、家庭学習を通して確かな力を育むようにすること
- 意味理解を深める活動の充実、基礎計算力の向上に取り組むこと
- 数や図形の性質等について、「式に表す」「式を読む」活動を双方向で取り入れること
- 「事柄」「方法」「理由」について説明する活動を適切に位置付けること
- 「資料の活用」において、資料を基に判断し、その理由を説明する活動を重視すること
- 「図形」等において、証明の方針を立てることができるような場面を設定すること
- 「関数」等において、式・表・グラフを関連付けて考えたり、新しい知識及び技能の習得に伴い、既習の知識を再構成する「学び直し」の機会を設定したりすること

- ◇ 日常の事象を数理的に捉え、数学的に処理し問題を解決したり、数学の事象について統合的・発展的に考え、問題を解決し、概念を形成したり体系化したりする数学的活動の充実を図ること
- ◇ 中間層をより伸ばすために、学習評価の妥当性、信頼性等を高め、学習指導の改善に生かすこと（知識・理解、数学的な見方や考え方の観点における評価問題の作成など）
- ◇ 授業改善に取り組む際には、諸調査の解説資料、報告書、授業アイデア例等を参考にするとともに、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、教科書巻末の補充問題等も含めた指導計画を立てること

（H30 全国学調：小算 B4、B5、中数 B5 など、H30 県学調：小算 19、中数 18 など）

各教科等の指導の要点

理 科

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 理科の見方・考え方を働かせて、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、問題解決の力（小）、科学的に探究する力（中）を養うこと
- 学習問題（学習課題）を解決するための学習活動を展開すること
- 振り返りの場면을位置付け、達成感や有用感を自覚できるように工夫すること

【今年度の重点】

- 1 理科の見方・考え方を働かせて、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、問題解決の力（小）、科学的に探究する力（中）を養うこと
 - 児童生徒が主体的に問題（課題）解決に取り組む学習活動や、観察、実験などの体験活動を十分に位置付けた単元計画を作成し授業を展開すること
 - 事象提示の工夫等により、児童生徒の問題（課題）意識を高め、気づきや疑問を生かした学習問題（学習課題）を設定すること
 - 根拠をもとにした予想・仮説を立てさせること
- 2 学習問題（小）・学習課題（中）を解決するための学習活動を展開すること
 - 予想・仮説、考察等において、科学的な言葉や概念を使用して考え、説明する等の言語活動に取り組むこと
 - 結果（事実）と考察（解釈：予想・仮説に対して結果から導き出される考え）を明確に区別すること
 - 問題（課題）に正対した考察となるよう、問題（課題）-予想-考察に一貫性をもたせること
- 3 振り返りの場면을位置付け、達成感や有用感を自覚できるように工夫すること
 - 自然や日常生活と関連付けさせることで、理科を学ぶ意義や有用性を実感させること

生 活

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 生活科の目標で示されている教科の特性や生活科の果たす役割を十分に理解するとともに、2学年間を見通した指導計画の見直しを行い、授業改善につなげていくこと
- 児童の思いや願いを引き出し、児童が没頭できるような活動や体験を通して、一人一人の気づきを丁寧に見取り、気づきの質を高める学習活動を展開すること

【今年度の重点】

- 1 具体的で必然性のある学習活動を展開するため、児童の実態や地域の実情に応じた指導計画の工夫・改善を図ること
 - 各学校がもつ身近な資源（ひと・もの・こと）を積極的に学習に活用しながら、学習の系統性、幼児期の教育との連携、児童の発達との関わり、第3学年以上の学習との関わりに配慮して、2学年間を見通した年間指導計画を作成すること
- 2 幼児期の教育において育まれてきた資質・能力（幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）を生かしたスタートカリキュラムを作成・実施・改善をすること
 - 教科横断的な視点での教育課程の編成、実施上の工夫、児童の実態や意識の流れに配慮した指導の工夫を行うこと
 - 児童の興味・関心、教師の願い、学習活動の特性を円滑な接続のために活用すること
- 3 児童の思いや願いを育み、主体的な学習活動を展開し、評価すること
 - 児童一人ひとりの思いや願いに基づいた学習活動を展開する中で、児童の気づきが質的に高まるように、振り返って表現したり伝え合い交流したりするなどの手立てを講じること
 - 設定した評価規準を踏まえ、どのような具体的事実から評価したのかという判断の根拠を明確にし、評価の妥当性や信頼性を高めること

各教科等の指導の要点

音楽

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 児童生徒にどのような音楽の力を身に付けさせるのかをはっきりさせて授業をすること
- 日々の授業でどのような実現状況になっていけばよいか、具体的に児童生徒が実現している姿を明確にした授業をすること
- 児童生徒自らが主体的に音や音楽を聴き取り（知覚し）、そのよさや特質を感じ取り（感受し）、自分なりの思いや意図をもって音楽表現の工夫をし、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽を創ったり、鑑賞を深めたりする授業をすること

【今年度の重点】

- 1 日々の授業の指導目標に、「指導事項」と「共通事項」を必ず位置付けること
 - 児童生徒に何を学ばせたいのか、「指導事項」と、「共通事項」に関わる音楽を形づくっている要素を絞り込み、学習内容を明確化、具体化して児童生徒に示すこと
 - 児童生徒が何を学び、どのような音楽の力を身に付ければよいか、はっきり分かるように学習のねらいを示し、そのねらいに沿ったまとめと評価を行うこと
- 2 児童生徒の実現している姿（例：発言の内容、記述の内容、技能の状況など）を教師自身が明確にもつこと
 - 児童生徒が授業でどのような姿になっていけばよいかを明確にすること
 - そのために、教師が児童生徒の発言例や記述例などを具体的にもつこと
- 3 「音楽的な見方・考え方」を働かせ、音楽の資質・能力の育成を図ること
 - 音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を聴いて、どのような感じがしたのか、そのように感じた理由（根拠）は何かを、音や音楽を形づくっている要素と、その働きの視点で捉えること
 - 言葉や具体的な音楽活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって主体的に表現を工夫するなどして自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること

図画工作・美術

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 学習内容の系統性を踏まえた年間指導計画を作成するとともに、育成を目指す資質・能力を明確にして指導事項に基づいた評価規準を設定し、主体的な学習活動の充実を図ること
- 「造形的な見方・考え方」を働かせて学習が深まるよう、形や色、材料などの特徴を捉えたり、豊かなイメージをもったりすることができるように指導をすること
- 生活の中の造形や美術文化への関心を高め、理解を深めることができるように指導をすること

【今年度の重点】

- 1 育成を目指す資質・能力を明確にした指導と評価
 - 「やるべきこと」：学年目標と指導事項を基に育成を目指す資質・能力を明確にし、学習課題や発問に反映させ、児童生徒が課題解決の過程で身に付けていくことができるようにすること
 - 「やりたいこと」：主題や表し方などを児童生徒が見付け決定できる学習活動と、学習の成果や課題を自覚する学習活動を保障し、主体的な学習につなげること
 - 「やれること」：やりたいことを児童生徒が十分に実現できるよう、材料や用具、時間等を適切に設定するとともに、児童生徒の学習状況を適切に捉え指導や支援に生かすこと
- 2 「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動の展開
 - 〔共通事項〕の視点を基にして、造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりできるような学習課題や発問を構想し、「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動を展開すること
 - 感じ取ったことや考えたことを伝え合うなどの言語活動を充実させ、児童生徒の見方や感じ方、考え方を広げたり深めたりする学習活動を通して、造形的な視点を豊かにすること
- 3 生活の中の造形や美術文化への関心を高める工夫
 - 生活や社会とのつながりに気付いたり、考えたりすることができるような学習活動を必要に応じて設定すること
 - 校内に児童生徒作品や美術作品などを掲示し、美的な環境づくりに努めること

各教科等の指導の要点

家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 中学校家庭分野への接続を見通し、製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を目指す

【今年度の重点】

- 1 生活をよりよくしようと工夫する資質や能力を明確にし、授業を設計すること
 - 各題材の指導計画・評価計画を重視し、1単位時間の指導目標を明確にすること
 - 2年間の学習の見通しを持たせるために5学年の最初にガイダンスを行い、「生活の営みに係る見方・考え方」の視点から各項目につなげるようにすること
 - 1単位時間の授業で、目指す児童の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること(1授業1評価を基本とする)
- 2 実践的・体験的な活動、問題解決的な学習を重視すること
 - 日常生活で活用する能力を高める上での基礎・基本の習得を目指すこと
 - 製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの活動を学習場面に適切に設定すること
 - 学習内容が家庭での実践につながるよう計画するとともに、実践に向けて家庭との連携を図ること

技術・家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 技術・家庭科の学習が、生産や消費、安全な生活や社会づくり等に深く関わることを意識し、「生活を工夫し創造する能力と態度」の育成のために、生徒の学習状況の把握に努めるとともに、自ら課題を見出し解決を図る問題解決的な学習を一層充実させること

【今年度の重点】

分野共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活を工夫し創造する資質や能力を明確にし、授業を設計すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 各題材の指導計画・評価計画に基づき、1単位時間の目標を明確にすること ○ 1単位時間の授業では、目指す生徒の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること(1授業1評価を基本とする) 2 生徒が主体的に課題に関わるような視点から、授業を構成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 製作、調理、観察・実験、見学などの実践的・体験的な学習活動を重視すること ○ 学習シート、レポート、対話や発表等、生徒の思考を可視化する手立てや機会の位置付けとその評価を通して「言語活動の充実」を図り、思考力・判断力・表現力等の育成に努めること ○ ICTを効果的に活用すること
技術分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 各内容A～Dにおける「技術(technology)の適切な評価・活用」及び「計画・設計」に関する指導事項については、特に指導と評価の工夫に努めること <ul style="list-style-type: none"> ○ これらの指導事項に係る授業では、technologyと生活や社会、環境等との関係を考え、計画・設計を修正したり、適切に評価・活用したりする能力や態度を育成することをねらいとし、第2観点(生活を工夫し創造する能力)で評価すること
家庭分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 小・中・高の系統性を踏まえ指導を充実させること <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校での生徒の技能の習得状況の把握に努め、中学校で習得すべき技能を確実に身に付けさせること ○ 3年間の学習の見通しを持たせるために、1学年の最初にガイダンスを行い、「生活の営みに係る見方・考え方」の視点から各項目につなげるようにすること

※<家庭>、<技術・家庭>においては、安全管理、安全・衛生指導の徹底が授業の前提条件であること。

- 例： (1) 施設・設備、機器・工具類等の日常的な点検、整備の徹底
 (2) 日常の環境整備(換気や整理整頓等)の徹底
 (3) 防護眼鏡や防塵マスク等、作業内容に応じた適切な保護具の使用の徹底

各教科等の指導の要点

体育・保健体育

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 新学習指導要領の実施に向けて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につながるよう、年間指導計画及び単元計画を見直すこと

＜小学校＞ 学習指導要領解説、学校体育実技指導資料（文部科学省 HP 掲載）、陸上運動系「走運動」指導の手引き（県教委）を確認するとともに、運動に対する意識を高めるよう児童の実態と学校環境に応じて指導内容を決定すること

＜中学校＞ 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等を超えて運動やスポーツを楽しむことができるよう、学習形態や学習方法の改善を図ること（原則として男女共習）

【今年度の重点】

小学校

- 1 新しい単元に入る前には、次の点を確認すること
 - ・前年度の指導内容
 - ・児童の意識（好き・嫌い）
 - ・指導資料の掲載内容
- 2 単位時間においては、運動を通じた試行錯誤の学習時間を十分に確保すること
 - ・説明や指示内容の整理
 - ・準備や後片付けの指導
 - ・待機時間の削減

中学校

- 1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における生徒質問紙調査結果等を活用し、自校の生徒の実態に応じた指導の充実を図ること
- 2 新学習指導要領解説の内容を確認し、各観点における指導内容を明確にした上で、単元計画の作成や教材の工夫を行うこと

中学校外国語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 英語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成すること
- 学習到達目標（CAN-DO）の達成に向けて、単元や授業をバックワードデザインすること
- 小学校外国語との円滑な接続を図るとともに、高校の授業へのつながりを意識すること

【今年度の重点】

- 1 聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して言語材料の定着を図ること
 - 言語活動に目的や場面、状況等を設定し、生徒が必然性をもって自分の考えなどを表現したり伝え合ったりできるように工夫すること
 - 言語活動を通じて、生徒が「伝えたい内容」と「内容を表すための英語表現」の両方について思考・判断するなど、使いながら言語材料の定着が図られるよう工夫すること
- 2 各学年の学習到達目標（CAN-DO）を生徒と共有するとともに、その達成状況を把握すること
 - 年度初めに学習到達目標（CAN-DO）を生徒に示してゴールの姿を共有すること
 - 目標の達成に必要な言語活動を年間指導計画や単元計画に繰り返し位置付け、言語活動の観察及びパフォーマンス評価等により目標の達成状況を把握すること
- 3 小学校や高校における外国語の目標や指導の実際を知り、中学校の指導につなげること
 - 域内の外国語活動の授業を定期的に参観するなど、移行期間の外国語活動の内容や授業の実際を把握し、中学1年時の円滑な導入に資すること ※6年生の学習状況を確実に把握すること
 - 高校への接続を意識し、生徒の言語活動を中心とした、英語による授業を行うこと

各教科等の指導の要点

外国語活動(外国語)

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 新学習指導要領の外国語活動・外国語科の目標を踏まえた指導を意識すること
- 2020年度の全面実施に向け、新教材等を活用し、移行措置の内容を必ず取り扱うこと
- 中核教員を活用した校内研修の充実を図るとともに、小中の円滑な接続に努めること

【今年度の重点】

- 1 外国語活動(外国語科)の目標は、「言語活動を通して」達成させること
 - 実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う活動(言語活動)を設定すること
 - 中学年では、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて英語に慣れ親しませ、英語の学習への動機付けを高めること
 - 高学年では、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動に加え、段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加え、総合的・系統的に英語の学習を行うこと
- 2 新教材の内容(題材・言語材料)を活用し、移行措置の内容を確実に取り扱うこと
 - 中学年・高学年ともに、新教材を活用した授業を通して、教師が英語の指導法を正しく理解するとともに、自らも英語運用能力を高めていくよう努めること
 - 全面実施年度から、文字(アルファベット)を読んだり書いたりすることは、小学校の内容となることから、高学年の文字指導を計画的・系統的に行うこと
 - 単元と単元(授業と授業)のつながりや他教科等との関連を意識すること
- 3 外国語教育に係る校内研修及び小中連携等の充実を図ること
 - 中核教員を中心に、授業づくりや英語運用に係る研修に校内体制で取り組み、全面実施に向けた準備を進めること
 - 小中の外国語教育を通じて、児童生徒が英語でコミュニケーションを図る素地や基礎を身に付けることを踏まえ、中学校及び同一中学校区内の小学校と一層の連携を図ること

【移行期(2019年度)における推進のポイント】

- 2020年度から教科書が使用されることを見据え、授業では新教材を積極的に活用すること
- 2023年度まで毎年度、学習履歴の異なる児童が中1になるため、継続的な小中連携が必要

2018年度 移行期	2019年度 移行期	2020年度 全面実施	2021年度	2022年度	2023年度
6年(活動) 50H-70H	中1	中2	中3	高1	高2
5年(活動) 50H-70H	6年(活動) 50H-70H	中1	中2	中3	高1
4年(活動) 15H-35H	5年(活動) 50H-70H	6年(教科) 70H教科書	中1	中2	中3
3年(活動) 15H-35H	4年(活動) 15H-35H	5年(教科) 70H教科書	6年(教科) 70H教科書	中1	中2
2年	3年(活動) 15H-35H	4年(活動) 35H	5年(教科) 70H教科書	6年(教科) 70H教科書	中1
1年	2年	3年(活動) 35H	4年(活動) 35H	5年(教科) 70H教科書	6年(教科) 70H教科書

各教科等の指導の要点

特別の教科 道徳

【授業改善に向けて】

- 道徳教育の重点を明確にし、全体計画や年間指導計画をより実効性があるものに改善すること
- 児童生徒が道徳的価値を基に自分事として捉え、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする特別の教科 道徳（道徳科）への質的転換を図り、児童生徒の道徳性を豊かに育むこと
- 道徳科で何を理解させ、何を考えるのかを明確にし、主体的な学び合いによって、児童生徒がねらいとする道徳的価値の自覚を深めることができる魅力的な道徳科の授業を目指すこと

【今年度の重点】

1 学校組織としての取組の充実

- 各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の明確な道徳教育の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、全教職員が協力して道徳教育を推進するとともに、道徳科の授業改善及び評価の在り方について研修の充実を図ること

2 活用しやすい全体計画、指導計画への改善

- 全体計画、指導計画については、児童生徒の道徳性を豊かに育むために、発達段階にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や指導方法を生かして計画的に進め、全教職員で共有するものであること
- 全体計画は、道徳教育に関わる各教科等の指導や体験活動等の内容及び時期が分かるものを別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用できるものにする
- 年間指導計画は、教科書を主たる教材として、学校の道徳教育の重点を踏まえた教材の配列を工夫し、展開の大要も含めるなど各時間の指導の概要が分かるものにする

3 児童生徒にとって魅力ある道徳科の授業改善

【道徳科における学習過程】 ※道徳科の目標に明記

- ① 道徳的諸価値（価値理解、人間理解、他者理解）を理解する
- ② その理解をもとに自分を見つめる
（自分のこととして自分との関わりで考える）
- ③ 多面的・多角的に考える
- ④ 自己の（人間としての）生き方について考える

道徳性（道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度）を養うために行う学習活動

合意形成の時間ではないこと。児童生徒が学んだことの全体を振り返ることが重要。

道徳科の見方・考え方

この見方・考え方を働かせながら、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する」学びの実現
＝【道徳科の主体的・対話的で深い学び】

【授業構想のポイント】

◆指導要領解説に基づく内容項目の道徳的価値観を理解し、ねらいの構造を捉える。

◆指導方法について

- *登場人物の心情理解に終始するのではなく、自我関与が適切に位置付いている学習を工夫する。
- *道徳的価値そのものを問題解決するのではなく、児童生徒がこれから生きる上で出会う様々な場面で主体的に解決できることにつながる問題解決的な学習を工夫する。
- *単なる生活経験の話合いにならぬよう、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる。
- *児童生徒が切実感をもって多面的・多角的に考える発問の吟味や話合いの工夫を行う。

4 評価について

- 道徳科の評価は、学習状況に関する内容と道徳性に係る成長の様子について、児童生徒のよさを認め、励ます個人内評価であること
- 授業に対する評価の基本的な考え方や評価の観点、通知表及び指導要録との関連について、学校全体で共通理解を図り、具体的な資料や方法を明確にしながら組織的に推進し、信頼性のある評価を行うこと

各教科等の指導の要点

総合的な学習の時間

【授業改善に向けて】

- 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を踏まえた計画を作成し、適切な学習活動を行うこと
- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成すること

【今年度の重点】

- 1 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を十分に踏まえた指導計画を立てること
 - 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校の教育目標を踏まえて目標を設定すること
 - 各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと
 - 年間や、単元（題材）など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るように指導計画を作成すること
 - 児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと
- 2 総合的な学習の時間の特徴に応じた学習活動を行うこと
 - 総合的な学習の時間の本質である「探究的な学習の過程」を一層重視し、探究のプロセスを支える探究的な見方・考え方を働かせること
 - 各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら課題の解決に向けて取り組む横断的・総合的な学習を行うこと
 - よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えることにつながるものであること

特別活動

【授業改善に向けて】

- 各活動や学校行事のねらいを明確にし、議題や題材の設定にあたっては、朝の会や帰りの会等による事前、事後の指導を効果的に行い、学級活動を一層充実させること
- 特別活動の内容の特徴に即して児童生徒が自ら考え、高めていくような自主的、実践的な活動を展開していくこと

【今年度の重点】

特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特徴を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図っていくこと

- 1 学級経営の充実
 - 学級活動における児童生徒の自発的・自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ること
- 2 各教科等の学びを実践につなげる
 - 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにすること
- 3 学級や学校の文化を創造する
 - 楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させること
- 4 家庭・地域との連携、社会教育施設等の活用
 - 体験を通して学ぶことを重視する特別活動の特徴に鑑み、地域の実態に応じて社会教育施設等を積極的に活用していくこと

【資料2】 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

※移行措置関連資料 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm

1 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

① 総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科】 【中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③ 上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育】 【中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④ 道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3 授業時数の特例

平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

4 留意事項

- 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

【資料2】 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【小学校】

	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。【第6学年で指導】
理科	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア)e及びf、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【中学校】

	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字) 平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、$a \times 10^n$の形の表現」を省略する。【第3学年で指導】 平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】 平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年及び第3学年で指導】 平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第3学年で指導】
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】 平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

【資料3】 進捗状況確認のためのチェックリスト <学校としての取組>

共通事項として取り組む内容		チェック日	
重点	チェック項目例	1学期末	2学期末
岩手で、世界で活躍する人材の育成	<p>「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、家庭、地域、関係機関等と連携した取組を実施していますか。</p> <p>学校安全計画に、【そなえる】取組を具体的に盛り込み、安全教育を実施しましたか。</p> <p>学校安全計画（研修・訓練を含む）・危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みましたか。</p> <p>キャリア教育の目標や考え方について校内で共通理解を図りましたか。</p> <p>キャリア教育の全体計画・指導計画を作成しましたか。また、改善のための見直しをしていますか。</p> <p>【中学校・義務教育学校後期課程】</p> <p>全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施していますか。</p> <p>体験活動（職場体験等）に向けた事前指導、その後の振り返りやまとめ等の事後指導の充実を図りましたか。</p>		
確かな学力の育成	<p>「確かな学び、豊かな学び」実現プランに基づいて、主任層を中核とした学校体制での取組が展開されていますか。</p> <p>「確かな学び、豊かな学び」実現プランに基づいた取組の進捗状況を確認していますか。</p> <p>家庭学習について、自校の課題を共有し、質と量の両面から改善を図っていますか。</p> <p>教員相互に授業参観し、「いわての授業づくり3つの視点」を参考に協議していますか。</p> <p>県学調や全国学調の問題を全職員で解いてみる機会を設定していますか。</p>		
豊かな心の育成	<p>道徳教育の全体計画・全体計画の別添・年間指導計画を作成しましたか。</p> <p>児童生徒一人一人を大切にされた学校・学級経営を推進していますか。</p> <p>思いやりの心や規範意識等の豊かな人間性の育成を目指し、体験活動の充実を図りましたか。</p> <p>ボランティア活動を教育課程に位置付けていますか。</p>		
健やかな体の育成	<p>体力向上取組について、教員全体で共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>喫煙・飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催しましたか。</p> <p>食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成していますか。</p>		
特別支援教育の推進	<p>特別支援教育に関する研修を校内で行ったり、促進したりしていますか。</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒を確認し、校内で共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>児童生徒の目標、合理的配慮等を「個別の指導計画」等に明記し、保護者と確認する機会を設定しましたか。</p> <p>「交流及び共同学習」を実施していますか。</p>		
いじめ問題・不登校対策等への確かな対応	<p>「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの防止等について組織的な対応をしていますか。</p> <p>教育相談担当者の役割を明確にし、SC・SSW等を積極的に活用するなど、教育相談体制の充実を努めていますか。</p> <p>インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者等と連携して取り組んでいますか。</p>		
学びの基盤づくり	<p>検証可能な達成目標を家庭・地域と共有していますか。</p> <p>学校評価を実施し、結果等を保護者・地域等に公表していますか。</p> <p>全教職員の指導力向上を図る取組を行いましたか。</p>		

各学校の方針により重点化して取り組む内容		チェック日	
重点	チェック項目例	1学期末	2学期末
消費者教育	社会科や家庭科等を中心に、自立した消費者の育成をめざした授業づくりを推進していますか。		
主権者教育	主権者として求められる資質・能力を意識した指導を行っていますか。		
環境教育	<p>【小学校・義務教育学校の第5学年】</p> <p>北東北三県共通環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」を活用していますか。</p> <p>体験活動を通して、環境教育の推進が図られていますか。</p>		
伝統や文化の教育	各教科・領域の指導との関連を図るとともに、地域の特質に応じた指導をしていますか。		
学校図書館教育	読書活動を通して、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力を育んでいますか。		
国際理解教育	「国際理解教育実践事例集」等を参考に、育むべき資質・能力に応じた指導の工夫を行っていますか。		
情報教育	PCやタブレット、プロジェクター、実物投影機等のICT機器を教材研究や授業等で積極的に活用していますか。		
小規模・複式教育	小規模校・複式学級などの学校の特性を生かした指導改善の取組を行っていますか。		

【資料3】 進捗状況確認のためのチェックリスト <個人としての取組>

学校教育の重点に係る個人としての取組

重点	チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
震災からの教育の復興	「いわての復興教育」副読本を活用した授業を行いましたか。		
	「心とからだの健康観察」を活用して教育相談等を行いましたか。		
諸調査結果を活用した「学校の組織的対応の強化」	自校の『「確かな学び、豊かな学び」実現プラン』を踏まえた取組をしていますか。		
	指導目標が達成できているかどうかを確認する場面を授業に位置付けていますか。		
	同僚に授業を公開し、「いわての授業づくり3つの視点」を参考に協議していますか。		
	県学調・全国学調の問題の一部を解き、「今、求められる学力」について理解を深めることができましたか。		
	県学調・全国学調の分析結果を指導の改善に生かしていますか。		

各教科等の指導の要点を意識した取組

重点	チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
共通事項	「いわての授業づくり3つの視点」(pp18-19)を踏まえ、授業を構成していますか。		
教科名 ()			
特別の教科 道徳			
総合的な 学習の時間			
特別活動			
【小学校】 外国語活動			

※ 校内研究の重点、または個人として授業改善を意識する教科・領域等について、各教科等の指導の要点(p20～)を参考に活用してください。

今年度の私の研修計画

期 日	研 修 講 座 名	会 場
/		
/		
/		

平成 31(2019)年度 主な事業等

- 「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプランの確実な推進
- 学習指導要領改訂の趣旨及び内容の周知の徹底(カリキュラム・マネジメント支援、学習評価の充実、小学校英語等)
- 心のケアと復興教育の充実、実践的な防災教育の推進
- 確かな学力の保障(各校における『確かな学び、豊かな学び』実現プラン)の推進
- 豊かな心を育む教育の推進(道徳教育の充実)
- いわて特別支援教育推進プランに基づく「共に学び、共に育つ教育」の推進
- いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
- 幼児教育の充実(新幼稚園教育要領等の全面実施に基づく実践、スタート・カリキュラム作成に向けた幼保小連携支援)
- 学校評価の効果的な活用(学校評価の適切な実施・報告・公表)(学校経営、教育課程編成・実施への反映)
- 教員研修の趣旨に基づいた人材育成(教育公務員特例法一部改正を踏まえた教員研修の見直し等)
- 健やかな体の育成と体力の向上(60 運動、食育の推進)
- 部活動の適切な実施(学校教育における部活動の意義の再確認、適正な休養日の設定)

岩手県民の歌(昭和 39 年制定)

<p>三 山なみの きわも さやかに 染めなせる あかねの 光 かがやける 明日を 徹して 岩手 岩手 ふるさと 岩手 大空に 描く 望みよ</p>	<p>二 みちのくの 文化 かぐわし 誇らかに 咲ける この国 誇らかに いまに 伝えて 岩手 岩手 ふるさと 岩手 胸ふかく 想う その名よ</p>	<p>一 しらくもの うかぶ はてまで はろばろと 蒼き 国原 かぎりなき 未来を こめて 岩手 岩手 ふるさと 岩手 とこしえに 若き 大地よ</p>
--	---	--

かぎりなき 未来を こめて
かほか かがやける 明日を 徹して
かほか かがやける 明日を 徹して

岩手県民の歌

♩ = 96位で
明るく、力強く、そして美しく、

作詞 藤原 舞
作曲 中田 喜直
「岩手県民の歌」
審査委員会

1. しらくもの うかぶ はてまで
2. みちのくの ふんか さやかに
3. やまなみの きわも さやかに

でしに はろばろと あかねの 光
そめなせる あかねの 光

て いわて ふるさと いわて とこね
て いわて ふるさと いわて とこね
て いわて ふるさと いわて とこね

し えに わ か き だ い ち よ
ふ から く お も う そ の な み よ
ぞ ら に え が く そ の ぞ

岩手県教育委員会事務局学校教育課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-6137
FAX 019-629-6144
E-mail DB0003@pref.iwate.jp
ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>



平成31(2019)年度 県内公立学校の状況

岩手県内
 幼稚園等 51 園
 小学校 310 校
 中学校 158 校
 義務教育学校 1 校

県北教育事務所管内
 幼稚園 4 園
 小学校 46 校
 中学校 22 校

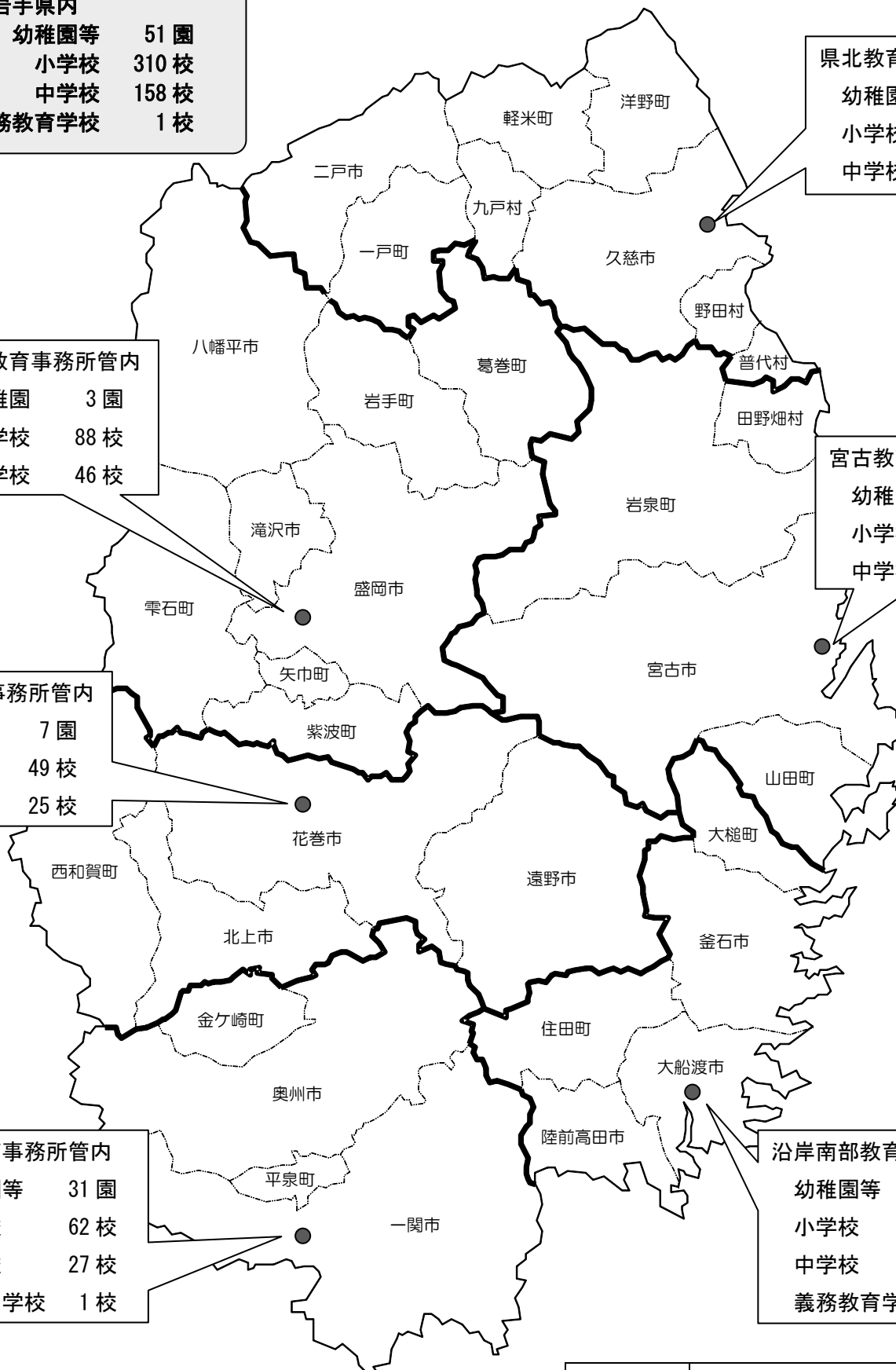
盛岡教育事務所管内
 幼稚園 3 園
 小学校 88 校
 中学校 46 校

宮古教育事務所管内
 幼稚園 1 園
 小学校 34 校
 中学校 19 校

中部教育事務所管内
 幼稚園 7 園
 小学校 49 校
 中学校 25 校

県南教育事務所管内
 幼稚園等 31 園
 小学校 62 校
 中学校 27 校
 県立中学校 1 校

沿岸南部教育事務所管内
 幼稚園等 5 園
 小学校 31 校
 中学校 18 校
 義務教育学校 1 校



所 属	
氏 名	